

別表

コード表

1 融資機関コード（4桁）

融資機関コードは、次のような構成をもつ。

--	--	--	--

融資機関 郡  
区分コード コード

(1) 融資機関区分コード（1桁）

融資機関区分	コード
農業協同組合（総合単協）	1
農業協同組合（専門単協）	2
その他の農林漁業関係金融機関	3
政府系金融機関 （日本政策金融公庫除く）	4
埼玉県りそな銀行	5
武蔵野銀行	6
埼玉県信用金庫	7
川口信用金庫	8
その他の金融機関	9

(2) 郡コード（1桁）

郡名	コード
北足立	0
入間	1
比企	2
秩父	3
児玉	4
大里	5
北埼玉	6
南埼玉	7
北葛飾	8
その他	9

2 農林振興センターコード（2桁）及び市町村コード（3桁）

農林振興センター名	農林振興センターコード	市町村名	市町村コード
さいたま	01	さいたま市	100
		川口市	203
		鴻巣市	217
		上尾市	219
		草加市	221
		蕨市	223
		戸田市	224
		朝霞市	227
		志木市	228
		和光市	229
		新座市	230
		桶川市	231
		北本市	233
		伊奈町	301
川越	02	川越市	201
		所沢市	208
		飯能市	209
		狭山市	215
		入間市	225
		富士見市	235
		坂戸市	239
		鶴ヶ島市	241
		日高市	242
		ふじみ野市	245
		三芳町	324
		毛呂山町	326
		越生町	327
		東松山	03
滑川町	341		
嵐山町	342		
小川町	343		
川島町	346		
吉見町	347		
鳩山町	348		
ときがわ町	349		
東秩父村	369		

農林振興センター名	農林振興センターコード	市町村名	市町村コード
秩 父	04	秩 父 市	207
		横 瀬 町	361
		皆 野 町	362
		長 瀬 町	363
		小鹿野町	365
本 庄	05	本 庄 市	211
		美 里 町	381
		神 川 町	383
		上 里 町	385
大 里	06	熊 谷 市	202
		深 谷 市	218
		寄 居 町	408
加 須	07	行 田 市	206
		加 須 市	210
		羽 生 市	216
春 日 部	08	春日部市	214
		越 谷 市	222
		久 喜 市	232
		八 潮 市	234
		三 郷 市	237
		蓮 田 市	238
		幸 手 市	240
		吉 川 市	243
		白 岡 市	246
		宮 代 町	442
		杉 戸 町	464
		松 伏 町	465

### 3 年賦・半年賦コード（1桁）

年賦・半年賦の区分	コード
年 賦	1
半 年 賦	2

4 施設コード（2桁）

区分	借 受 予 定 者	施設コード
農 業 者	個人（認定農業者含む）	01
	認定新規就農者（個人）	08
	農 事 組 合 法 人	11
	株 式 会 社	12
	そ の 他 法 人	13
	有 限 会 社	14
	認定新規就農者（法人）	15
農業者 組織	共同利用（農協が借りる場合）	03
	共同利用（任意団体が借りる場合）	04
	共同利用（その他が借りる場合）	05

5 資金コード（2桁）

資金の種類		資 金 コ ー ド
農 業 近 代 化 資 金	一般資金（5号資金を除く）	11
	一般資金（5号資金）	12
	認定農業者の特例資金 （5号資金を除く）	22
	認定農業者の特例資金 （5号資金）	23
	集落営農組織の特例資金	24
	農 業 振 興 資 金	29
農 業 災 害 資 金		31
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金		85
天 災 資 金		91

6 種類コード（3桁）

号資金	種類コード		備考
	種類	コード	
1	農 舎	100	
	畜 舎（牛 舎）	101	
	畜 舎（豚 舎）	102	
	畜 舎（鶏 舎）	103	
	蚕 室	104	
	農 産 物 乾 燥 施 設	105	
	た い 肥 舎	106	
	農 産 物 育 成 管 理 用 施 設	107	
	サ イ 口	108	
	た い 肥 盤	109	
	農 業 用 貯 留 槽	110	
	果 樹 棚	111	
	牧 さ く	112	
	農 業 用 索 道	113	
	排 水 施 設	114	
	か ん 水 施 設	115	
	農 産 物 処 理 加 工 施 設	116	
	農 産 物 貯 蔵 施 設	117	
	農 業 生 産 資 材 貯 蔵 施 設	118	
	農 業 生 産 資 材 製 造 施 設	119	
	農 機 具 保 管 修 理 施 設	120	
	病 害 虫 等 防 除 施 設	121	
	心 卵 育 す う 施 設	122	
	き の こ 栽 培 施 設	123	
	家 畜 人 工 受 精 施 設	124	
	家 畜 市 場 施 設	125	
	家 畜 診 療 施 設	126	
	農 産 物 販 売 施 設	127	
	農 産 物 集 出 荷 施 設	128	
	農 業 生 産 公 害 防 止 等 用 施 設	129	
	観 光 農 業 施 設	130	
	未 利 用 資 源 活 用 施 設	131	
農 業 労 働 力 確 保 施 設	132		

号資金	種類コード		備考
	種類	コード	
2	原 動 機	200	
	揚 排 水 用 機 具	201	
	耕 う ん 機 整 地 用 機 具	202	
	農作物育成管理用機具	203	
	肥料調整散布用機具	204	
	病虫害等防除用機具	205	
	収穫調整用機具	206	
	農産物処理加工用機具	207	
	畜 産 用 機 具	208	
	養 蚕 用 機 具	209	
	運 搬 用 機 具	210	
	農業生産公害防止等用機具	211	
	農用地改良造成用機具	212	
	生産・経営管理情報処理用機具	213	
	観 光 農 業 用 機 具	214	
未利用資源活用用機具	215		
3	果 樹 の 植 栽 資 金	300	
	オ リ ー ブ の 植 栽 資 金	301	
	茶 の 植 栽 資 金	302	
	ホ ッ プ の 植 栽 資 金	303	
	桑 の 植 栽 資 金	304	
	アスパラガスの植栽資金	305	
	果 樹 等 育 成 資 金	306	
	花き・花木植栽育成資金	307	
特定永年性作物植栽育成資金	308		
4	牛（肉用素畜を除く）の購入	400	
	馬（競争の用に供するものを除く）の購入	401	
	めん羊（肉用素畜を除く）の購入	402	
	山 羊 の 購 入 資 金	403	
	豚（肉用素畜を除く）の購入	404	
	繁殖用肉牛・繁殖豚の育成資金	405	
	肥 育 牛 の 購 入 資 金	406	
	肥 育 豚 の 購 入 資 金	407	
	鶏 の 購 入 資 金	408	
	肥 育 牛 の 育 成 資 金	409	
特 用 家 畜 購 入 資 金	410		

号資金	種 類 コ ー ド		備 考
	種 類	コ ー ド	
5	小土地改良資金	500	
6	診 療 施 設	600	
	農村情報処理・通信施設	601	
	水 道 施 設	602	
	託 児 施 設	603	
	研 修 施 設	604	
	集 会 施 設	605	
	農業管理センター	606	農村情報処理・通信施設の細目
	ガス供給施設	607	
	融雪・除雪用施設	608	
	下水道施設	609	
	農事放送施設	653	農村情報処理・通信施設の細目
	農作業管理休養施設	662	
	農業者等健康増進施設	663	
	地域休養施設	664	
	生活改善センター	665	
	生活安全保護施設	666	
	集 落 道	667	
廃棄物処理施設	668		
7	内水面養殖施設資金	704	
	特定の農家住宅資金	706	
	農村給排水施設資金	710	
8	長期運転資金	800	
9	セット融資	900	
10	農業振興資金	010	
11	農業災害資金	011	
	そ の 他	012	
	農業経営基盤強化資金	017	

7 債務保証コード（1桁）

債務保証の有無	コード
有	1
無	2

8 承認番号（4桁）ないしは貸付番号（4桁）

資金名	承認月	番号	
		農林振興センター承認	農業支援課承認
農業近代化資金	5	1001～1499	1501～1599
	7	2001～2499	2501～2599
	9	3001～3499	3501～3599
	11	4001～4499	4501～4599
	1	5001～5499	5501～5599
	3	6001～6499	6501～6599
天災資金		7001～7499	
農業災害資金		7501～7599	
農業経営基盤強化資金		9501～9599	

注1： 承認番号 農業近代化資金のみに使用  
貸付番号 農業近代化資金以外の資金に使用

注2： この要領の施行前に付番された5桁の承認番号及び貸付番号（以下「承認番号等」という。）については、この要領の施行後は、承認番号等の左から3桁目の0を削除し、4桁に読み替えるものとする。

# 農業近代化資金利子補給承認申請書

様式第1号

融資機関 コード	農林標 典コード	市町村 コード	承認 年度	承認 月

(あて先)

埼玉県知事 大野 元裕

次の貸付けについて、貴県との利子補給契約に基づき利子補給を受けたいので  
その承認を申請します。

融資機関 住所  
名称 代表者

借入予定者氏名等(上段……加付 下段……漢字)										利子補給・利子助成率(%)			本人 利率 (%)		
加付 漢字	貸付目標日			基準金利(%)			市町村	長期協会 (見込)	県						
	西暦	月	日												
事業費 (千円)	借入申込額 (千円)	約 定 償 還 額	償 還 期 間	据 置 期 間	年・半年賦	施 設	資 金 種 類	債務 保証	貸付1年目						
		第1回 (千円)							貸付2年目						
		第2回以降 (千円)							貸付3年目						
									貸付4年目						
事業 種 目 及 び 事 業 量										貸付5年目					
										約定償還日					
										その1	その2				
										月	日				
										20	20				
										貸付6年目					
										貸付7年目					
										貸付8年目					
										貸付9年目					
										貸付10年目					
										貸付11年目					
										貸付12年目					
										貸付13年目					
										貸付14年目					
										貸付15年目					

融資機関 担当者記名	
市町村 担当者記名	
農林 担当者記名	

農業近代化資金 利子補給承認書

第 号  
年 月 日

承認年度	農林振興センター	融資機関・市町村

融 資 機 関 の 長 様

埼玉県知事

さきに申請のあった農業近代化資金の利子補給承認申請案件については、下記のとおり承認します。

記

承認 番号	借受者氏名等	施設 別	資金 区分	資金 種類	事業費 (千円)	融資額 (千円)	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		事業種目及び事業量	債務 保証
							開始 年月日	完了 年月日	償還額 (初回)	償還額 (以降)		

## 農業近代化資金 利子補給承認通知書

承認年度	農林振興センター	融資機関・市町村

第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様  
埼玉県農業信用基金協会会長理事

埼玉県農林部長

さきに申請のあった農業近代化資金の利子補給承認申請案件については、下記のとおり承認したので通知します。

### 記

承認番号	借受者氏名等	施設別	資金区分	資金種類	事業費(千円)	融資金額(千円)	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		事業種目及び事業量	債務保証
							開始年月日	完了年月日	償還額(初回)	償還額(以降)		

農業近代化資金 利子補給承認通知書

承認年度	農林振興センター	融資機関・市町村

第 号  
年 月 日

農林振興センター所長 様

農 林 部 長

さきに申請のあった農業近代化資金の利子補給承認申請案件については、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認 番号	借受者氏名等	施設 別	資金 区分	資金 種類	事業費 (千円)	融 資 額 (千円)	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		事業種目及び事業量	債務 保証
							開始 年月日	完了 年月日	償還額 (初回)	償還額 (以降)		

農業近代化資金 利子補給承認台帳

農林振興センター

融資機関

承認年度	承認番号	借受者氏名等	施設別	資金区分	資金種類	資金保証	事業費	融資額	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		事業種目及び事業量	利子補給承認日
									開始年月日	完了年月日(初回)	償還額	償還額(以降)		

(あて先)  
埼玉県知事

# 農業近代化資金 利子補給承認修正届

融資機関 担当者氏名	農 林 担当者氏名
---------------	-----------------

年 月 日

次のとおり修正したいので届出ます。

KEYコード(必ず記入)	
融資機関	承認
承認年度	承認番号
月	月
月	月
月	月

融資機関 住所  
名称  
代表者

氏 名 (上段…かか、下段…漢字)		施設	資金	種類	基準金利(%)	利子補給・利子助成率 (%)			本人 利率 (%)
						県	市町村	長期協会 (見込)	
約定償還日	約定償還額	年賦半年賦	据置期間	債務保証	貸付1年目				
その1	第1回 (十円)				貸付2年目				
その2	第2回以降 (十円)				貸付3年目				
月 日	月 日				貸付4年目				
2 0	2 0				貸付5年目				
					貸付6年目				
					貸付7年目				
					貸付8年目				
					貸付9年目				
					貸付10年目				
					貸付11年目				
					貸付12年目				
					貸付13年目				
					貸付14年目				
					貸付15年目				

- (注) 1. KEYコード(融資機関、承認年度、承認月、承認番号)は必ず記入する。  
2. 修正箇所のみを記入し、変更のない欄には何も記入しない。

## 農業近代化資金 貸付実行報告書( 年度 期分)

融資機関名

記入者氏名

住所  
名称  
代表者

電話番号

承認 年度	承認 番号	借受者氏名等	事業費 (千円)	融資予定額 (千円)	利子補給 承認日	貸付実行日	県 補給率 (%)	市町村 補給率 (%)	備考

## ○記入方法

## 1 当期内貸付実行を行った場合

- (1)貸付実行日欄に貸付実行年月日を記入する。
- (2)融資額が融資予定額より少ないときは、融資予定額を横線2本で抹消し、正しい額を上部余白に記入する。
- (3)事業費が変更になったときは、事業費を横線2本で抹消し、正しい額を上部余白に記入する。
- (4)承認時と貸付実行時の利子補給率を確認し、貸付実行時の利子補給率に変更にならない場合は、備考欄に「補給率変更なし」と記入する。  
正しい補給率を上部余白に記入する。また、補給率が変更にならない場合は、備考欄に「補給率変更なし」と記入する。  
なお、貸付中に市町村補給率が増減する場合は、備考欄に変更後の市町村補給率と、その開始年月日を記入する。
- (5)すべての案件について、貸付内容を確認できる「貸付内容照会票」を添付すること。

## 2 当期内に貸付実行しなかった場合、貸付実行日欄に貸付予定日を記入する。また、借入が辞退された場合、貸付実行日欄に「借入辞退」と記入する。

## 3 上記に記載されていないもので既に貸付実行をしたものがある場合、余白行すべての項目について手書きで記入する。

# 農業制度資金 貸付報告書

(あて先)  
埼玉県知事

融資機関 住所  
名称  
代表者

発番	号
年	月
日	

農林 担当者 記名	農林 担当者 記名
-----------------	-----------------

農業制度資金を次のとおり貸付けたので報告します。

資金名		融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度	貸付 月
借入予定者氏名等(上段……加付 下段……漢字)						
コード		資金 種類	貸付年月日			
施設			西暦	月	日	
事業費 (千円)		融資額 (千円)	債務 保証	貸付利率 (%)		
利子補給率		県(%)		市町村(%)		
事業内容(規模・能力等)						
約定償還日	約定償還額		償還期間	据置期間	年	半年
その1	第1回 (千円)	第2回以降 (千円)				
その2						
月	日	日				
日						

資金名		融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度	貸付 月
借入予定者氏名等(上段……加付 下段……漢字)						
コード		資金 種類	貸付年月日			
施設			西暦	月	日	
事業費 (千円)		融資額 (千円)	債務 保証	貸付利率 (%)		
利子補給率		県(%)		市町村(%)		
事業内容(規模・能力等)						
約定償還日	約定償還額		償還期間	据置期間	年	半年
その1	第1回 (千円)	第2回以降 (千円)				
その2						
月	日	日				
日						

資金名		融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度	貸付 月
借入予定者氏名等(上段……加付 下段……漢字)						
コード		資金 種類	貸付年月日			
施設			西暦	月	日	
事業費 (千円)		融資額 (千円)	債務 保証	貸付利率 (%)		
利子補給率		県(%)		市町村(%)		
事業内容(規模・能力等)						
約定償還日	約定償還額		償還期間	据置期間	年	半年
その1	第1回 (千円)	第2回以降 (千円)				
その2						
月	日	日				
日						





農業制度資金 利子補給計算書

年度 期

融資機関名

承認年度	承認番号	借受者氏名等	貸付期間	期首融資残高 (千円)	期中貸付額 (千円)	償還額 (千円)	期末融資残高 (千円)	日数	積数	融資平均残高 (円)	県 上段:補給率 (%) 下段:補給額 (円)	市町村 上段:補給率 (%) 下段:補給額 (円)

農業近代化資金取扱い融資機関コード表(農協)

農協名	コード	農協名	コード	農協名	コード
北足立郡		比企郡		北埼玉郡	
さいたま(さいたま市)	1001	埼玉中央(東松山市)	1201	ほくさい(行田市)	1601
ほくさい(鴻巣市)	1003	埼玉中央(滑川町)	1202	ほくさい(羽生市)	1606
南彩(さいたま市)	1005	埼玉中央(嵐山町)	1204	ほくさい(加須市)	1615
さいたま(戸田市)	1008	埼玉中央(小川町)	1207	ほくさい(騎西支所)	1617
さいたま(蕨市)	1009	埼玉中央(ときがわ町)	1209	ほくさい(北川辺支所)	1618
さいたま(鴻巣市)	1035	埼玉中央(鳩山町)	1213	ほくさい(大利根支所)	1619
さいたま(北本市)	1038	埼玉中央(川島町)	1214		
さいたま(伊奈町)	1040	埼玉中央(吉見町)	1215	南埼玉郡	
さいたま(桶川市)	1041	埼玉中央(東秩父村)	1308	さいかつ(八潮市)	1701
さいたま(上尾市)	1046			越谷市(草加市)	1703
あさか野(志木市)	1049	秩父郡		越谷市	1704
あさか野(新座市)	1050	ちちぶ(秩父市)	1301	南彩(春日部市)	1706
あさか野(朝霞市)	1053	ちちぶ(横瀬町)	1302	南彩(蓮田市)	1707
あさか野(和光市)	1054	ちちぶ(皆野町)	1305	南彩(宮代町)	1708
さいたま(川口市)	1056	ちちぶ(長瀨町)	1306	南彩(白岡市)	1709
さいたま(草加市)	1057	ちちぶ(小鹿野町)	1310	南彩(久喜市)	1710
				南彩(菖蒲支所)	1711
入間郡		児玉郡		北葛飾郡	
いるま野(川越市)	1101	埼玉ひびきの(本庄市)	1401	さいかつ(松伏町)	1807
いるま野(所沢市)	1115	埼玉ひびきの(上里町)	1402	さいかつ(吉川市)	1808
いるま野(入間市)	1124	埼玉ひびきの(美里町)	1403	さいかつ(三郷市)	1809
いるま野(狭山市)	1130	埼玉ひびきの(神川町)	1405	埼玉みずほ(栗橋支所)	1801
いるま野(坂戸市)	1131			埼玉みずほ(幸手市)	1803
いるま野(鶴ヶ島市)	1136	大里郡		埼玉みずほ(杉戸町)	1804
いるま野(毛呂山町)	1137	くまがや	1501	埼玉みずほ(春日部市)	1806
いるま野(越生町)	1138	ふかや(深谷市)	1507	埼玉みずほ(鷲宮支所)	1812
いるま野(日高市)	1139	ふかや(寄居町)	1511		
いるま野(飯能市)	1140	埼玉岡部	1514		
いるま野(富士見市)	1146	ふかや(榛沢)	1515		
いるま野(ふじみ野市)	1147	花園	1517		
いるま野(三芳町)	1149	埼玉酪農協	2501		
		埼玉酪農協	2504		

農業近代化資金等の融資機関コード表(銀行等)

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
北足立郡		入間郡		小鹿野支店(小鹿野)	5306
埼玉りそな銀行		埼玉りそな銀行		小鹿野支店(東秩父)	5310
川口支店	5001	川越支店	5101	児玉郡	
東岩槻支店	5002	川越南支店	5102	埼玉りそな銀行	
西川口支店	5003	本川越支店	5103	本庄支店(本庄)	5401
川口南平支店	5004	川越支店(新河岸)	5104	本庄支店(美里)	5402
さいたま営業部	5005	霞ヶ関支店	5105	児玉支店(児玉)	5403
県庁支店	5006	所沢支店	5106	児玉支店(神川)	5404
浦和中央支店	5007	新所沢支店	5108	本庄支店(神川)	5405
浦和東口支店	5008	小手指支店	5109	本庄支店(上里)	5406
南浦和支店	5009	飯能支店	5110	大里郡	
岩槻支店	5010	狭山支店	5111	埼玉りそな銀行	
騎西支店(鴻巣)	5011	新狭山支店	5112	熊谷支店(熊谷)	5501
北浦和支店	5012	入間支店	5114	熊谷駅前支店	5503
北浦和西口支店	5013	武蔵藤沢支店	5115	深谷支店	5504
大宮支店	5014	上福岡支店	5116	熊谷支店(江南)	5506
宮原支店	5016	鶴瀬支店(富士見)	5117	妻沼支店	5507
東大宮支店	5017	みずほ台支店	5118	岡部支店	5508
七里支店	5018	坂戸支店	5119	熊谷支店(深谷)	5509
大宮支店(土呂)	5019	大井支店	5121	寄居支店(深谷)	5510
大宮西支店	5020	鶴瀬支店(三芳)	5122	寄居支店(寄居)	5511
日進支店	5021	越生毛呂山支店	5123	籠原支店	5512
指扇支店	5022	鶴ヶ島支店	5125	北埼玉郡	
鴻巣支店	5023	日高支店	5126	埼玉りそな銀行	
上尾支店	5024	所沢支店(所沢東口)	5131	行田支店(行田)	5601
上尾西口支店	5025	比企郡		加須支店	5602
与野支店	5026	埼玉りそな銀行		羽生支店	5603
草加支店	5027	東松山支店(東松山)	5201	騎西支店(騎西)	5604
松原支店	5028	東松山支店(滑川)	5202	栗橋支店(北川辺)	5607
蕨支店	5029	東松山支店(嵐山)	5203	栗橋支店(大利根)	5608
蕨東支店	5030	小川支店	5204	南埼玉郡	
戸田支店	5031	東松山支店(ときがわ)	5206	埼玉りそな銀行	
鳩ヶ谷支店	5033	東松山支店(川島)	5207	春日部支店	5703
朝霞支店	5034	東松山支店(吉見)	5208	武里支店	5704
志木支店	5035	秩父郡		春日部西口支店	5705
和光支店	5036	埼玉りそな銀行		越谷支店(越谷)	5706
新座支店	5037	秩父支店(秩父)	5301	久喜支店	5707
桶川支店	5039	秩父支店(横瀬)	5302	八潮支店	5708
北本支店	5040	皆野支店(皆野)	5303	蓮田支店	5709
伊奈支店	5041	皆野支店(長瀬)	5304		
吹上支店	5042	小鹿野支店(秩父)	5305		
武蔵浦和支店	5047				

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
白岡支店	5710	大宮北支店	6059	比企郡	
菖蒲支店	5712	伊奈支店	6061	武蔵野銀行	
宮代支店	5714	武蔵浦和支店	6063	東松山支店(東松山)	6211
南越谷支店	5715	桶川支店	6065	小川支店(小川)	6212
北越谷支店	5716	新座南支店	6068	高坂支店	6275
		白鍬支店	6077	東松山支店(滑川)	6290
北葛飾郡		北浦和西口支店	6082	小川支店(嵐山)	6291
埼玉りそな銀行		東川口支店	6090	小川支店(ときがわ)	6292
三郷支店	5801	和光支店	6091	川越支店(川島)	6294
幸手支店	5802	行田支店(鴻巣)	6092	東松山支店(吉見)	6295
栗橋支店(栗橋)	5803	片柳支店	6093	坂戸支店(鳩山)	6296
鷲宮支店	5804	深作支店	6094		
杉戸支店	5805	天沼支店	6095	秩父郡	
越谷支店(松伏)	5806	宮原西口支店	6096	武蔵野銀行	
吉川支店	5807	鳩ヶ谷支店	6097	秩父支店(秩父)	6306
庄和支店	5808	戸田西支店	6098	秩父支店(横瀬)	6307
				横瀬支店	6378
北足立郡		入間郡		秩父支店(皆野)	6391
武蔵野銀行		武蔵野銀行		寄居支店(長瀬)	6392
本店営業部	6001	狭山支店	6105	秩父支店(小鹿野)	6394
浦和支店	6002	飯能支店(飯能)	6116	小川支店(東秩父)	6398
蕨支店	6003	川越支店(川越)	6117		
川口支店(川口)	6004	所沢支店	6119	児玉郡	
草加支店(草加)	6018	大井支店(ふじみ野)	6131	武蔵野銀行	
鴻巣支店(鴻巣)	6020	新所沢支店	6140	本庄支店(本庄)	6415
北浦和支店	6021	坂戸支店(坂戸)	6141	本庄南支店	6467
志木支店	6022	日高支店	6142	本庄支店(美里)	6490
上尾支店	6024	新河岸支店	6146	本庄支店(神川)	6492
宮原支店	6025	狭山東支店	6148	本庄支店(上里)	6494
戸田支店	6027	霞ヶ関支店	6153		
朝霞支店(朝霞)	6028	川越南支店	6154	大里郡	
岩槻支店	6030	入曾支店	6164	武蔵野銀行	
東大宮支店	6032	下山口支店	6166	寄居支店(寄居)	6507
南浦和支店	6033	所沢駅前支店	6169	熊谷支店(熊谷)	6508
大宮支店	6034	入間支店	6170	深谷支店(深谷)	6562
西上尾支店	6035	入間支店(東松山)	6171	川本支店	6573
西川口支店	6036	狭山西支店	6174	熊谷支店(江南)	6591
新座支店	6037	みずほ台支店	6176	寄居支店(深谷)	6594
与野支店	6038	東所沢支店	6180	熊谷東支店	6595
北本支店	6039	鶴ヶ島支店	6183		
七里支店	6044	大井支店(三芳)	6192	北埼玉郡	
指扇支店	6045	坂戸支店(毛呂山)	6193	武蔵野銀行	
東浦和支店	6049	坂戸支店(越生)	6194	羽生支店(羽生)	6609
松原支店	6056	坂戸支店(鶴ヶ島)	6195	行田支店(行田)	6613
県庁前支店	6057	ふじみ野支店	6197	加須支店	6690

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
羽生支店(騎西)	6691	北本支店	7021	武蔵藤沢支店	7116
幸手支店(北川辺)	6694	与野支店	7023	三芳支店	7117
幸手支店(大利根)	6695	南浦和支店	7025	長瀬支店	7120
久喜支店(加須)	6696	大和田支店	7030	新河岸支店	7145
		吹上支店	7035	ふじみ野支店	7147
南 埼 玉 郡		三橋支店	7036	所沢東支店	7153
<b>武蔵野銀行</b>		大東支店	7038	坂戸支店(坂戸)	7154
春日部支店(春日部)	6714	片柳支店	7040	霞ヶ関支店	7156
久喜支店(久喜)	6723	宮原東支店	7041	鶴ヶ島北支店	7166
越谷支店(越谷)	6726	宮原支店	7043	新河岸支店(ふじみ野)	7188
蓮田支店(蓮田)	6747	西堀支店	7044		
武里支店	6750	浦和東支店	7046	比 企 郡	
藤ヶ丘支店	6751	上尾柏座支店	7047	<b>埼玉縣信用金庫</b>	
大袋支店	6755	上尾西支店	7048	高坂支店	7260
八潮支店	6790	大間木支店	7049	東松山支店	7262
春日部支店(宮代)	6791	原市支店(上尾)	7050	森林公園支店	7270
蓮田支店(白岡)	6792	伊奈支店	7051	小川支店	7271
久喜支店(菖蒲)	6793	七里支店	7058	嵐山支店	7272
新白岡支店	6794	東岩槻支店	7061	川島支店	7273
伊奈支店(蓮田)	6795	鴻巣西口支店	7063	吉見支店	7274
		桶川西口支店	7064	都幾川支店	7277
北 葛 飾 郡		北本西口支店	7065	鴻巣支店(滑川)	7288
<b>武蔵野銀行</b>		新座支店	7066	坂戸支店(川島)	7289
幸手支店(幸手)	6810	野火止支店	7067	鴻巣支店(吉見)	7290
三郷支店	6858	朝霞支店	7068		
松伏支店	6860	大久保支店	7073	秩 父 郡	
庄和支店	6871	東大宮支店	7074	<b>埼玉縣信用金庫</b>	
杉戸高野台支店	6884	原市支店(伊奈)	7088	秩父支店(秩父)	7305
幸手支店(栗橋)	6890	熊谷東支店(鴻巣)	7089	秩父支店(横瀬)	7388
久喜支店(鷲宮)	6891	西草加支店(草加)	7092	秩父支店(皆野)	7389
幸手支店(杉戸)	6892	北草加支店(草加)	7093	秩父支店(長瀬)	7390
越谷支店(吉川)	6893			秩父支店(小鹿野)	7392
吉川支店	6894	入 間 郡			
		<b>埼玉縣信用金庫</b>		児 玉 郡	
北 足 立 郡		川越支店	7104	<b>埼玉縣信用金庫</b>	
<b>埼玉縣信用金庫</b>		新河岸東支店	7105	本庄支店(本庄)	7406
浦和支店	7002	川越南支店	7106	本庄支店(美里)	7488
大宮支店	7003	川越西支店	7107	本庄支店(神川)	7490
鴻巣支店(鴻巣)	7010	南古谷支店	7108	本庄支店(上里)	7491
桶川支店(桶川)	7013	越生支店	7110		
上尾支店	7016	毛呂山支店	7111	大 里 郡	
草加支店	7017	狭山支店	7112	<b>埼玉縣信用金庫</b>	
岩槻支店	7018	上福岡支店	7113	本店営業部(熊谷)	7501
北浦和支店	7019	鶴瀬支店	7114	深谷支店(深谷)	7514
大宮西支店	7020	鶴ヶ島支店	7115	寄居支店(寄居)	7515

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
籠原支店	7531	草加支店(吉川)	7891	みずほ台支店	8101
上之支店	7539	幸手支店	7893	ふじみ野支店	8102
籠原南支店	7557	西草加支店(吉川)	7894		
江南支店(熊谷)	7559	北草加支店(吉川)	7895	南 埼 玉 郡	
寄居支店(深谷)	7591			川口信用金庫	
熊谷東支店(熊谷)	7593	北 足 立 郡		蒲生支店	8701
江南支店(深谷)	7594	川口信用金庫		蒲生西口支店	8702
		本部	8001	南越谷支店	8703
北 埼 玉 郡		本店営業部	8002	せんげん台支店	8704
埼玉縣信用金庫		仲町支店	8003	一ノ割支店	8705
行田支店(行田)	7607	飯塚支店	8004	春日部支店	8706
花崎支店	7608	本町東支店	8005	宮代支店	8707
加須支店(加須)	7609	芝支店	8006	久喜支店	8708
羽生支店	7618	柳崎支店	8007		
騎西支店	7664	鳩ヶ谷支店	8008	北 葛 飾 郡	
加須支店(騎西)	7688	木曾呂支店	8009	川口信用金庫	
加須支店(北川辺)	7689	川口中央支店	8010	鷲宮支店	8801
加須支店(大利根)	7690	東川口支店	8011	栗橋支店	8802
熊谷東支店(行田)	7693	赤井支店	8012		
		東本郷支店	8013	秩 父 郡	
南 埼 玉 郡		蕨支店	8014	埼玉信用組合	
埼玉縣信用金庫		戸田支店	8015	秩父支店	9301
春日部支店(春日部)	7711	戸田北支店	8016	皆野支店	9302
越谷支店(越谷)	7712	志木支店	8017	小鹿野支店	9303
蓮田支店	7727	宗岡支店	8018		
大袋支店	7728	志木北支店	8019	児 玉 郡	
八潮支店	7729	和光支店	8020	埼玉信用組合	
越谷平方支店	7730	大宮支店	8021	本店	9401
宮代支店	7731	与野支店	8022	本庄支店	9402
白岡支店	7732	北浦和支店	8023	上里支店	9403
久喜支店	7733	大和田支店	8024	美里支店	9404
豊春支店	7734	武蔵浦和支店	8025		
春日部西口支店	7750	浦和中尾支店	8026	大 里 郡	
八潮南支店	7752	東大宮支店	8027	埼玉信用組合	
東八潮支店	7767	岩槻支店	8028	深谷支店	9501
杉戸支店(宮代)	7788	土呂支店	8029	岡部支店	9502
桶川支店(菖蒲)	7789	浦和道場支店	8030		
		東浦和駅前支店	8031		
北 葛 飾 郡		鴻巣支店	8032		
埼玉縣信用金庫		上尾支店	8033		
杉戸支店(杉戸)	7826	桶川支店	8034		
杉戸支店(幸手)	7888				
杉戸支店(鷲宮)	7889	入 間 郡			
越谷支店(松伏)	7890	川口信用金庫			

## 埼玉県農業近代化資金利子補給規程

昭和37年3月27日埼玉県告示第161号  
最終改正 平成17年5月2日埼玉県告示第998号

(利子補給)

第1条 県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年3パーセント以内 （水稻から他作物に転換する者又は農業生産に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等を設置する者に貸し付ける場合にあつては、年5パーセント以内）	年2.5パーセント以内 （水稻から他作物に転換する者、農業生産に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等を設置する者又は農機具等の共同利用を行う者に貸し付ける場合にあつては、年3.9パーセント以内）	年1.5パーセント以内 （埼玉県信用農業協同組合連合会が、農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）又は埼玉県農業協同組合合併促進要綱（昭和35年5月4日決裁）、埼玉県農業協同組合合併推進対策要綱（昭和57年7月30日決裁）若しくは埼玉県農業協同組合広域合併推進対策要綱（平成4年6月10日決裁）の適用を受けた農業協同組合に資金として貸し付ける場合、水稻から他作物に転換する者に貸し

			付ける場合、農業生産に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等を設置する者に貸し付ける場合又は農機具等の共同利用を行う者に貸し付ける場合（以下この表において「合併農協資金等を貸し付ける場合」という。）にあつては、年2.9パーセント以内)
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年3パーセント以内	年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2パーセント以内)
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年3パーセント以内	年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2パーセント以内)
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年4パーセント以内	年4パーセント以内	年3パーセント以内
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年3パーセント以内		
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取		年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2.5パーセント以内)

得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）			
7 農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年3パーセント以内	年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2パーセント以内)
8 1から7までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金	年3.5パーセント以内	年3.5パーセント以内	年3パーセント以内

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によつて行うものとする。

（利子補給金の額）

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第5条 県は、融資機関から利子補給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第6条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関と協議の上融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行つた第1条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

## 埼玉県農業振興資金

(昭和39年10月20日埼玉県告示第738号)  
最終改正 令和 5年 3月22日埼玉県告示第328号

埼玉県農業近代化資金利子補給規程(昭和37年埼玉県告示第161号)第1条及び第2条の表農業近代化資金の種類欄8に規定する知事が必要と認めて指定する資金は、次のとおりとする。

資金の種類	償還期限	据置期間	貸付限度額
1 農業者等の農業経営拡大のための飼料、種苗、原材料等の購入に必要な資金	3年以内	1年以内	事業費の80パーセント以内で、かつ、個人の場合にあつては500万円以内、団体の場合にあつては1000万円以内。ただし知事が特に必要と認めた場合は、3000万円以内
2 農業者等の農業用施設等の改修に必要な資金	5年以内	2年以内	
3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害を受けた埼玉県農業災害対策特別措置条例(昭和53年埼玉県条例第14号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する融資対象農業者の当該被害を受けた年の翌年以降における農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金	3年以内	1年以内	
4 農作物等の被害を受けた条例第2条第2項に規定する融資対象農業者の農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金その他農業経営に必要な資金	6年以内	1年以内	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額

前 文(抄) (昭和41年7月26日告示第725号)  
昭和41年7月26日から施行する。

附 則 (昭和46年8月13日告示第1039号)  
この告示は、昭和46年8月13日から施行する。

附 則 (昭和47年9月12日告示第1364号)  
この告示は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月26日告示第933号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年4月9日告示第473号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年5月23日告示第756号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和51年6月18日告示第855号)

昭和51年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和52年4月19日告示第544号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和53年4月21日告示第622号)

公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和54年5月11日告示第793号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和55年4月30日告示第727号)

昭和55年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和60年4月23日告示第601号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和61年5月16日告示第734号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和63年4月26日告示第655号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成元年4月4日告示第427号)

平成元年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成2年6月29日告示第792号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成2年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成3年7月2日告示第962号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成3年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成4年6月9日告示第834号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成4年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成4年7月3日告示第916号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成4年6月10日から適用する。

前 文(抄) (平成4年9月16日告示第1262号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成5年4月20日告示第619号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成5年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成8年6月7日告示第984号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成8年12月24日告示第1872号)

改正後の告示の規定は、平成8年7月3日以降に発生した災害について適用する。

前 文(抄) (平成10年4月1日告示第522号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成10年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成11年3月2日告示第321号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成12年5月12日告示第744号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成12年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成12年12月12日告示第1595号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成12年10月1日から適用する。

前 文(抄) (平成15年3月24日告示第642号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成15年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成17年5月2日告示第999号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成20年2月5日告示第167号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成20年9月26日告示第1273号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成27年3月24日告示第280号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (令和4年7月29日告示第782号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (令和5年3月22日告示第328号)

公布の日から施行する。

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン

平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知  
改正平成18年3月30日17経営第6936号  
平成18年5月1日18経営第528号  
平成18年5月1日18経営第528号  
平成19年3月30日18経営第7830号  
平成20年4月1日19経営第7574号  
平成20年4月16日20経営第39号  
平成20年5月7日20経営第608号  
平成20年10月1日20経営第3734号  
平成20年10月16日20経営第4073号  
平成20年10月21日20経営第4266号  
平成20年12月1日20経営第4930号  
平成21年4月20日21経営第186号  
平成21年5月29日21経営第994号  
平成22年4月1日21経営第6885号  
平成23年4月1日22経営第7268号  
平成23年5月2日23経営第248号  
平成23年11月21日23経営第2222号  
平成24年4月6日23経営第3562号  
平成24年5月11日24経営第367号  
平成24年5月22日24経営第498号  
平成24年8月13日24経営第1574号  
平成25年4月1日24経営第3672号  
平成25年8月26日25経営第1651号  
平成25年10月15日25経営第2004号  
平成26年2月27日25経営第3421号  
平成26年4月1日25経営第3637号  
平成27年4月1日26経営第3307号  
平成28年4月1日27経営第2660号  
平成28年4月1日27経営第3214号  
平成29年3月31日28経営第3061号  
平成30年3月30日29経営第3417号  
平成31年3月29日30経営第3001号  
令和2年3月30日元経営第3174号  
令和3年3月29日2経営第3116号  
令和4年3月31日3経営第3166号  
令和5年3月31日4経営第3164号  
令和6年3月29日5経営第3171号  
令和7年3月31日6経営第3251号

## 目次

### 第1 趣旨

### 第2 近代化資金の貸付条件について

- 1 貸付対象者
- 2 融資機関
- 3 資金使途
- 4 貸付限度額
- 5 償還期限及び据置期間
- 6 貸付利率
- 7 融資率

### 第3 利子補給及び利子助成の措置等について

- 1 利子補給の措置
- 2 利子助成の措置
- 3 国の行う利子補給
- 4 その他

### 第4 留意事項

- 1 借入手続について
- 2 貸付けに関する手続のタイミング
- 3 補助金との関係
- 4 納付金
- 5 クイック融資
- 6 地方税法の特例
- 7 印紙税法の特例

### 第5 モニタリングの実施について

## 附 則

- 別紙1 ○○県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例  
別紙2 利子補給契約書例  
別紙3 農業近代化資金利子補給承認申請書様式例  
別紙4 ○○県（都道府）農業近代化資金利子助成金交付規程例  
（参考） （略）

## 第1 趣旨

本ガイドラインは、都道府県が利子補給措置及び利子助成措置（以下「利子補給措置等」という。）を講ずる農業近代化資金通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）について、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るために、また、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営への施策の集中を図る観点から、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

国は、都道府県が本ガイドラインを活かした運営を行うことを通じて、地域農業の担い手となる農業者の経営改善を図り、ひいては食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目的とするものである。

## 第2 近代化資金の貸付条件について

地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。

### 1 貸付対象者

近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け

負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

- (ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。
- (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。
- (ウ) 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
- (エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる場合を含む。）

オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であつて、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a. 事項

- ㊦ 団体の目的
- ㊧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ㊩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

- ㊦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
  - ㊧ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
  - ㊨ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
  - ㊩ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
  - ㊪ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
- ② 一元的に経理を行っていること
- ③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有して

いること

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）

を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ケ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従つた規約を有しているもの（(1)のキの(ア)及びクに該当するものを除く。）

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明

らかになっていること。

- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

## 2 融資機関

近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 10 号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号) 第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会

## 3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

- (1) 1 の(1)に掲げる者に対する貸付け
  - ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地(農地法(昭和 27 年法律第 229 号) 第 43 条第 1 項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第 2 条第 1 項に規定する農地は含まない。以下同じ。)又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)。  
なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。
  - イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金(認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。)
  - ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金(以下「家畜購入育成資金」という。)
  - エ 事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金(認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。)
  - オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金((ウ)から(オ)まで及び(キ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限る、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者

及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。)

- (ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
  - (イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）
  - (ロ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
  - (ハ) 品種の転換を行うのに必要な資金
  - (ニ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
  - (ホ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
  - (ヘ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
  - (ト) (ア)から(ヘ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金
- カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

- (ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

- (イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金
  - ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又

は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

㉞ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

㉟ その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

㊱ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

㊲ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね 3 分の 2 以上を占めている必要がある。

(2) 1 の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け

ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金

イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

#### 4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

(1) 1 の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあつては、2 億円

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

イ アに掲げる者のほか、農業者で、都道府県知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

ウ 1 の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体

- (2) 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあつては、1億5,000万円
- (3) 1の(1)に掲げる者で(1)及び(2)以外のものに対する貸付けにあつては、1,800万円
- (4) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあつては、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（ただし、令和8年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。）に従つて同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則		15	7	15	3	17	5	15	3
例	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
外	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—

農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—	—

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、本ガイドライン第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとされているが、この場合において(5)の元本均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。
- (5) 償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

## 6 貸付利率

近代化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

## 7 融資率

- (1) 近代化資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書又は利子助成金の交付に係る申請書の添付書類である借入申込書の写しに記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

- (3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

## 第3 利子補給及び利子助成の措置等について

### 1 利子補給の措置

- (1) 利子補給契約の締結

利子補給を行う場合における融資機関との利子補給契約の締結に当たっては、以下に留意するものとする。

なお、参考までに、利子補給規程例、利子補給契約書例及び利子補給承認申請書様式を別紙1から別紙3までに掲げる。

ア 近代化資金に係る利子補給事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子補給規程を定める。

イ 都道府県が当該規程に基づき融資機関との契約を締結するときは、都道府県及び融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結する。

## (2) 利子補給率

ア 近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2の6の貸付利率との差であり、基準金利については、農業協同組合等融資機関が近代化資金を円滑に融通し得るよう、農業協同組合等融資機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して設定する必要がある。

イ 融資機関に対する利子補給率については、近代化資金が農業者に円滑に融通されるよう、ウにより国が連絡する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。

ウ 基準金利については、従来どおり農林水産省が毎月、第2の6の貸付利率の見直しに合わせて見直し、都道府県に対して連絡する。

## 2 利子助成の措置

(1) 利子助成を行う場合における利子助成事業の対象とする資金の認定及び利子助成事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

ア 近代化資金に係る利子助成事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子助成金交付規程を定める。

なお、参考までに、利子助成金交付規程例を別紙4に掲げる。

イ 都道府県知事は当該規程に基づき資金の認定を行うものとする。

ウ イの認定の対象とする資金は、第2で定める近代化資金の貸付条件（第2の1の(1)のイに掲げる者に対する貸付け（第2の3の(1)のウの(ア)及び(イ)に掲げる資金の貸付けを除く。以下同じ。））に適合するものとする。

## (2) 利子助成率

交付対象者に対して行う利子助成の率（以下「利子助成率」という。）は、第3の1の(2)の利子補給率と同率とする。

この場合において、農業者等負担利率（利子助成の場合における貸付利率から利子助成率を控除した利率をいう。以下同じ。）は、利子補給の場合における貸付利率と同率となる。

## 3 国の行う利子補給

法第3条の規定に基づき、国の利子補給を受けて農林中央金庫が行う近代化資金の

貸付けは、原則として、借入者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人や全国段階の農業協同組合連合会の施設等、農業協同組合や信用農業協同組合連合会の貸付けにより難い分野について、農林中央金庫がその貸付けを担当し、その資金需要に応じ、近代化資金の円滑な融通を図るためのものである。

したがって、都道府県内を業務区域とする農業者等に対しては、各都道府県が利子補給措置等を講じ、その資金需要に的確に応じることとする。

#### 4 その他

第2の6に規定する都道府県の利子補給に係る貸付利率又は2の(2)に規定する農業者等負担利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、都道府県の利子補給に係る貸付利率又は農業者等負担利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

#### 第4 留意事項

##### 1 借入手続について

###### (1) 第2の1の(1)に掲げる者の借入手続

第2の1の(1)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

ただし、第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定による。

###### (2) 第2の1の(2)から(4)に掲げる者の借入手続

第2の1の(2)から(4)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 借入希望者は、借入申込書及び農業信用基金協会宛ての債務保証委託申込書（借入申込書を添付したもの）を融資機関に提出する。

イ 融資機関は、内容を審査の上、利子補給申請書を作成し、これに借入申込書（写し）を添付して、都道府県へ提出するとともに、債務保証委託申込書に意見書を添付し、農業信用基金協会へ送付する。

ウ 都道府県は、内容を審査の上、利子補給の承認の決定を行い、融資機関及び農業信用基金協会にその旨を通知する。

エ 農業信用基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、借入申込者にその旨を通知する。

また、農業信用基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとする時に提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

オ 融資機関は、これらの決定に基づき、貸付けの承諾の決定を行い、これを実行したときは、その旨を都道府県及び農業信用基金協会に通知する。

ただし、アからオまでにおいて債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他の債務保証に必要な手続を要しない。

カ エの農業信用基金協会が行う債務保証委託申込みに係る承諾の通知書及び債務保証書の交付については、書面をもってする交付に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。）により行うことができるものとする。

## 2 貸付けに関する手続のタイミング

近代化資金の貸付けに関する手続のタイミングについては、次の点に十分配慮するものとする。

- (1) 借入希望者は実際に資金を必要とする時期（農業者等が当該資金を使って農機具等を購入する時期をいう。以下同じ。）より極力早い時期に借入申込手続を開始することが望ましい。
- (2) 融資機関は、借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借受者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図る。

## 3 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第2の7の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てる必要がある。

## 4 納付金

法第6条の規定による政府の補助（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）附則第5条第1項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府県が保証保険法による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第

102号)第3条第1項の規定により受けた政府の補助を含む。)を受けて都道府県が出資した農業信用基金協会が解散した場合又は当該協会が近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合は、法第7条の定めるところにより一定の金額を政府に納付することとなるが、その際の手続等については、将来具体的な必要を生じた際所要の法令上の措置を講ずることとしている。

## 5 クイック融資

都道府県においては、クイック融資(担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法(スコアリング手法)を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。)の際の利子補給の承認事務が適切に実施されるために、農業経営改善関係資金基本要綱第5の2の(4)及び(5)に規定する経営改善資金計画(以下「資金計画」という。)の認定に関して、次に掲げる措置が講じられるよう、別途定めておくことが望ましい。

- (1) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。)第3の3の(1)により委任を受けた融資機関(以下「受任融資機関等」という。)は、都道府県に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができること。
- (2) 都道府県の利子補給が承認されない場合には、第2の6の都道府県の利子補給に係る貸付利率が変更されることがあることについて、受任融資機関等から、クイック融資による借入れを希望する者に対し、説明が行われること。
- (3) 受任融資機関等により、クイック融資の貸付決定が行われたことは、当該決定が行われた営業日中に都道府県に対し通知されること。

## 6 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

### (1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1)を乗じて得た額を価格から控除することとされている。(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第11条第10項並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第7条第13項及び14項)

### (2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。(以下「農業協同組合

等」という。)が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置(1台又は1基の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。)が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。)を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。(地方税法附則第15条第34項及び地方税法施行令附則第11条第38項から第40項まで)

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上(平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第108号)附則第4条第4項)

### (3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている。(地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4)

## 7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け(当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。)に係る印紙税法(昭和42年法律第23号)別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成23年政令第112号)第37条第1項第6号及び第2項第7号)

## 第5 モニタリングの実施について

- 1 農林水産省は、税源移譲後における都道府県の近代化資金に係る利子補給事業及び利子助成事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
- 2 農林水産省は、近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給及び

利子助成の実施状況に関する意見等を求めるものとする。

- 3 農林水産省は、1及び2により求めた資料を基に、都道府県及び融資機関との近代化資金制度の運営についての意見交換を行い、また、必要に応じ、都道府県に対して農業者等の資金需要に的確に応える事業の実施のための要請を行うものとする。
- 4 モニタリングの具体的な実施方法は、その実施に際して、併せて別途定めて通知するものとする。

附 則 (改正平成 18 年 3 月 30 日 17 経営第 6936 号)

このガイドラインは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日 21 経営第 6885 号)

- 1 このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日 22 経営第 7268 号)

- 1 このガイドラインは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 248 号)

- 1 このガイドラインは、平成 23 年 5 月 2 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 11 月 21 日 23 経営第 2222 号)

この通知は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 6 日 23 経営第 3562 号)

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 5 月 11 日 24 経営第 367 号)

この通知は、平成 24 年 5 月 11 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 5 月 22 日 24 経営第 498 号)

この通知は、平成 24 年 5 月 22 日から施行し、平成 24 年 5 月 6 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 8 月 13 日 24 経営第 1574 号)

この通知は、平成 24 年 8 月 13 日から施行し、平成 24 年 6 月 8 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日 24 経営第 3672 号)

この通知は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 8 月 26 日 25 経営第 1651 号)

この通知は、平成 25 年 8 月 26 日から施行し、平成 25 年 6 月 8 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 10 月 15 日 25 経営第 2004 号)

この通知は、平成 25 年 10 月 15 日から施行し、平成 25 年 9 月 15 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 2 月 27 日 25 経営第 3421 号)

この通知は、平成 26 年 2 月 27 日から施行し、平成 25 年 11 月 11 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日 25 経営第 3637 号)

1. この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第 8 条第 1 項に規定する旧就農促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者（改正法附則第 8 条第 3 項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの通知による改正後の農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日 26 経営第 3307 号)

この通知は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 2660 号)

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3214 号)

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日 28 経営第 3060 号)

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日 29 経営第 3417 号)

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3001 号)

1. この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 3 月 30 日 元 経 営 第 3174 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 29 日 2 経 営 第 3116 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 111 条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係の施行等に関する政令第 3 条第 1 項に規定する者に対して農業近代化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 2 の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和 4 年 3 月 31 日 3 経 営 第 3166 号）

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 31 日 4 経 営 第 3164 号）

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 29 日 5 経 営 第 3171 号）

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 3 月 31 日 6 経 営 第 3251 号）

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

別紙 1

〇〇県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例

（利子補給）

第1条 県（都道府）は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより当該近代化資金に係る利子補給金を交付する。

（利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率）

第2条 前条の利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4に掲げるものを除く）	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年〇分〇厘〇毛	—	—
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）	—	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率毎に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 県（都道府）は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第6条 県（都道府）は、県（都道府）の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 県（都道府）は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この規定の施行の際、現に利子補給について県（都道府）知事の承認の行われている近代化資金については、なお従前の例による。

利子補給契約書例

〇〇県（以下「甲」という。）と、〇〇農業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

- 第1条** 甲は、乙の融資に係る近代化資金につき、〇〇県農業近代化資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。
- 第2条** 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。
- 第3条** 乙は、前条の利子補給承諾書の交付をうけたときは、その日から〇月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 第4条** 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。
- 第5条** 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。
- 第6条** 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。
- 第7条** 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中旬に、7月1日から12月31日の期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月中旬に、利子補給金請求書により行うものとする。
- 第8条** 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌月中旬にこれを支払うものとする。
- 2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、年〇パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 第9条** 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。
- 第10条** 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。
- 第11条** 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。
- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に対した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 第12条** 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。
- 第13条** この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。
- 第14条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。
- 第15条** この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

年 月 日

〇 〇 県 知 事 氏 名

〇〇農業協同組合長理事 氏 名

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書 ○○県（都道府）知事殿  年 月 日							○○県（都道府）受理 第 号 年 月 日				
住所  申請者代表者							○○農業協同組合 組合長理事 ○○○○				
下記の農業近代化資金の貸付について、利子補給を受けたいので申請します。											
貸付けの相手方	貸付 予定額	資金使途	貸付予定時期	貸付利率	利子 補給率	据置 期間	償還 期間	債務保証委託		備考	○○県（都 道府）の決定
								有	無		
			令和 年 月 日 年 月 日	分 厘 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	分 厘 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						

注 (1) 債務保証委託は、○○県（都道府）農業信用基金協会に対するもの。  
 (2) 農業近代化資金借入申込書の写を添付すること。

## 別紙 4

### 〇〇県（都道府）農業近代化資金利子助成金交付規程例

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この交付規程は、県（都道府）が行う農業近代化資金利子助成金の交付事業（以下「利子助成金交付事業」という。）についての基本的事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

##### （利子助成）

第2条 県（都道府）は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この交付規程の定めるところにより近代化資金に係る利子助成金を交付する。

##### （業務運営の方針）

第3条 県（都道府）は、前条の業務を行うに当たっては、業務の政策的重要性にかんがみ、関係諸機関との連携の下に、効果的に運営するものとする。

#### 第2章 資金の認定

##### （認定の実施）

第4条 近代化資金を融通しようとする融資機関は、自らが貸し付ける資金ごとに、当該資金が利子助成事業の対象となるものであることについて、あらかじめ知事の認定を受けるものとする。

2 前項の認定を受けようとする融資機関は、認定を受けようとする資金ごとに次に掲げる事項を記載した資金認定申請書を知事に提出するものとする。

- 一 融資機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 資金の貸付けの対象及び用途
- 三 資金の一農業者等に係る貸付金の合計額
- 四 資金の償還期限及び据置期間
- 五 資金の利率
- 六 その他知事が必要とする事項

3 知事は、前項の認定の申請があった場合において、その申請に係る資金が、〇〇県（都道府）農業近代化資金要綱に規定する貸付条件に適合すると認めるときは、第1項の認定をするものとする。

##### （変更の認定等）

第5条 融資機関は、前条第1項の認定を受けた資金について、同条第2項各号に掲げる

事項の変更（同項第1号の記載事項等、記載されている資金内容の実質的な変更を伴わない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、資金認定変更申請書を知事に提出し、認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の資金認定変更申請があった場合は、その内容を審査し、法第2条第3項に規定する全ての貸付条件に適合すると認めるときは、変更の認定をするものとする。

（認定の取消し）

第6条 知事は、資金の認定を受けた融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により第4条第1項の認定又は前条第1項の変更の認定を受けたとき。
- 二 前条第1項の認定に係る資金が第4条第3項に規定する貸付条件に適当しなくなったと認めるとき。

### 第3章 利子助成金交付事業

（利子助成金の交付対象となる資金及び利子助成率）

第7条 第2条の利子助成の対象となる近代化資金の種類及び利子助成率は、次のとおりとする。

近代化資金の種類	利子助成率
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4に掲げるものを除く）	年〇分〇厘〇毛
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年〇分〇厘〇毛
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年〇分〇厘〇毛
6 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年〇分〇厘〇毛

(利子助成金交付事業の実施)

第8条 県(都道府)は、毎年度予算の範囲内で、第2条に規定する利子助成金の交付を行うものとする。

(利子助成金の交付申請及び交付決定)

第9条 第2条に定める利子助成金の交付を希望する者(以下「交付希望者」という。)は、融資機関に資金の借入申込みを行うに際し、利子助成金交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

- 2 融資機関は、前項の資金の貸付決定後速やかに、前項の委任状に基づき交付希望者に代わって、利子助成金交付代理申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類(融資機関が交付希望者について、適用要件に該当していることを確認した書類を含む。)に委任状を添えて、県(都道府)に提出するものとする。
- 3 県(都道府)は、利子助成金交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、利子助成金の交付を決定し、利子助成金交付決定通知書により交付希望者に通知するとともに、利子助成金交付決定通知によりその内容を融資機関に通知するものとする。

(管理台帳の設置)

第10条 県(都道府)は、利子助成金交付事務を管理するため、前条第3項で利子助成金の交付を決定した交付希望者(以下「交付対象者」という。)ごとに所要事項を、利子助成金交付対象者管理台帳(以下「管理台帳」という。)に登録するものとする。

(利子助成金の交付)

- 第11条 融資機関は、貸付実行後速やかに、貸付実行報告書を県(都道府)に提出するものとする。
- 2 県(都道府)は、前項の提出書類により管理台帳へ利子助成対象資金の実行の登録を行うものとする。
  - 3 融資機関は、一定期間ごとに、約定期日ごとの利子助成金の支払請求額をとりまとめた上、利子助成金支払請求書を県(都道府)に提出するものとする。
  - 4 県(都道府)は、前項の支払請求があったときは、管理台帳により、請求のあった利子助成金額について突合・確認を行った上、当該利子助成金を融資機関に交付するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

(利子助成金の交付停止)

- 第12条 県(都道府)は、以下の各号の事実が生じたときは、その事実が判明した日以降の利子助成金の支払いの一部又は全部を停止するものとする。
- 一 交付対象者が利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
  - 二 融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき
  - 三 交付対象者が融資機関に対し利息の支払いの期限到来後1年を経過して、なお、利

息の支払いをしなかったとき

四 利子助成金の返還請求を受けた交付対象者が、県（都道府）の返還請求日から6ヵ月を経過して、なお、返還すべき金額の全部又は一部を返還しなかったとき

（利子助成金の返還）

第13条 県（都道府）は、既に支払いを行っている利子助成金について、以下の各号の事実が生じたときは、その事実が生じた日に遡り、直ちに当該交付対象者に不当に支払われた利子助成金相当額の返還を請求するものとする。

一 交付対象者が利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき

二 交付対象者が融資機関から借り入れた資金をその目的外に使用したとき

三 交付対象者が融資機関から借り入れた資金についてその借入限度を超過したとき

2 利子助成金の返還請求を受けた交付対象者は、第1項の返還すべき利子助成金額に、交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該利子助成金額につき年〇パーセントの割合で計算した加算金を付して、速やかに、県（都道府）に返還しなければならない。

3 県（都道府）は、前項の場合において、当該交付対象者の申請書の不実記載等が軽微であって重大な過失でないと認められるときは、加算金を免除することができるものとする。

（利子助成条件の変更等）

第14条 融資機関は、貸付金について償還期限、据置期限、払込日、償還方法等の貸付条件の変更を行う場合は、一定期間ごとに、利子助成条件変更代理申請書を県（都道府）に提出するものとする。

2 県（都道府）は、前項の条件変更代理申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を利子助成条件変更通知書により交付対象者に、利子助成条件変更承認通知により融資機関にそれぞれ通知するものとする。

3 融資機関は、交付対象者から任意の繰上償還があった場合は、一定期間ごとに、繰上償還報告書を取りまとめの上、県（都道府）に提出するものとする。

4 融資機関は、交付対象者の住所・名称に変更があった場合は、一定期間ごとに、県（都道府）に対し住所・名称変更報告書を提出するものとする。

5 県（都道府）は、第2項から第4項までの各項による利子助成条件の変更を行った場合は、管理台帳を更正するものとする。

（調査等）

第15条 県（都道府）は、必要があると認めた場合は、利子助成金交付事業の実施に関し、交付対象者に対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類等の閲覧、その他の物件の調査等を行うものとする。

2 県（都道府）は、必要があると認めた場合は、利子助成金の交付対象となった資金について、融資機関に対し予め同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うものとする。

#### 第4章 その他

(その他)

第16条 この交付規程に定めるもののほか、利子助成金交付事業に必要な事項については、その都度、県（都道府）が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。